

大阪ガス㈱泉北天然ガス発電所に係る 環境影響評価準備書に対する勧告について

平成18年2月3日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、大阪ガス㈱泉北天然ガス発電所に係る環境影響評価準備書について、大阪ガス㈱に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所:大阪府堺市築港浜寺町4番地及び高石市高砂三丁目1番地
- ・原動力の種類:ガスタービン及び汽力
- ・出 力:110万9千kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成14年12月19日
住民等意見の概要受理	平成15年 2月21日
知 事 意 見 受 理	平成15年 5月19日(大阪府)
経 済 産 業 大 臣 勧 告	平成15年 6月13日
環境影響評価準備書受理	平成17年 5月18日
住民等意見の概要受理	平成17年 7月12日
知 事 意 見 受 理	平成17年10月6日(大阪府)
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成18年1月24日

問合せ先:電力安全課 高取、金子
電話03 - 3501 - 1742(直通)
03 - 3501 - 1511(代表)
4921(内線)

【大阪ガス㈱泉北天然ガス発電所に対する勧告内容】

1. 窒素酸化物

対象事業実施区域周辺は、二酸化窒素に係る環境基準が達成されていない地点があり、「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物に係る総量規制地域及び「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域に指定され、これまで大気環境改善に向けた各種対策が長期にわたり集中的に講じられてきた地域である。このような地域において行われる本事業については、窒素酸化物による大気環境への影響をできる限り低減する必要がある。

このため、施設の稼働に伴い排出される窒素酸化物について、脱硝効率が高い排煙脱硝装置を採用することに加えて、施設稼働後における運転管理及び維持管理を徹底することにより、排出濃度をより一層低減すること。また、その旨を評価書に記載すること。

2. 温室効果ガス

本事業は、火力発電所としては二酸化炭素排出原単位の低い天然ガスを燃料とするコンバインドサイクル方式とし、現時点における最高レベルの発電効率の設備を採用しているが、大規模発電所であることから、低負荷運転を避けること等により発電効率を高く維持し、単位発電量当たりの二酸化炭素排出量をより一層低減するとともに、LNG冷熱の利用の徹底により二酸化炭素排出量の抑制を図ること。また、その旨を評価書に記載すること。